

令和6年12月から健康保険被保険者証は

マイナンバーカードに一体化されます。

関係法令に基づき、令和6年12月2日から現行の健康保険証の新規発行を終了し、マイナンバーカードと健康保険証が一体の「**マイナ保険証**」を基本とする仕組みに移行されることとされました。

なお、現行の健康保険証は、経過措置として最大1年間使用できます。

マイナ保険証は利用登録をしないと使用できませんので、お済みでない方はマイナポータルや医療機関等に設置のカードリーダーを利用してご登録をお願いいたします。



マイナンバーカードをお持ちでない方については、個人の申請または保険者の職権により健康保険証に替えて「**資格確認書**」が交付されます。

当組合の「マイナ保険証」等に係る具体的な対応につきましては、詳細が決まり次第、ホームページ等で順次ご案内いたします。